

民の生活が一層苦しくなる中、第三者的な目を入れずに決めることは適当でないと考えます。よって、本議案に反対する。

議案第71号 賛成討論

本議案は、市民参加条例に基づき市民が委員となっている、日高市特別職報酬等審議会（報酬審）の令和4年9月26日の答申を踏まえ、市長及び副市長の給料月額・期末手当を引き上げ、新たに通勤手当を支給するという内容の改正である。

報酬審は報酬や給料に限定して審議会に諮るものと条例で定められており、地方自治法の趣旨に則った法令主義の観点で開催・審議している。給料月額を引き上げるに当たっては、県内類似団体との比較や最近の経済情勢・日高市の財政状況を鑑み、議論の末に答申された金額となっている。

市の財政状況に関する指標は、令和3年度の財政力指数が0.855、経常収支比率は88.9%、財政健全化法に基づく実質公債費比率が34%で非常に低く、将来負担比率にあっては比率無しとなっており、将来世代への負担にも十分な配慮がされている。また、財

政調整基金の残高は、今回の補正後では約21億9千400万円の見込みであり、十分な備えがある。これらのことを総合的に勘案すると、日高市の財政状況は健全な状態であり安定している。従って、本議案に賛成する。

（議案第72号）

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給料及び期末手当の支給割合をそれぞれ変更するとともに、通勤手当を支給しようというものです。（賛成多数で原案可決）

討 論

議案第72号 反対討論

本議案の中の、教育長の給料を月額7千円引き上げることにについては、特別職報酬等審議会の答申に基づいたものであり、加えて平成8年から26年間も改定していないことを考慮すれば妥当であり、通勤手当の支給についても必要と考える。

しかし、期末手当を引き上げ、職員同様な4月とする点については賛成できない。職員については通勤手当の引き上げ

であり、勤勉手当のない特別職に職員の期末・勤勉手当総支給額割合と同様の支給をするのは妥当ではないと考える。また、特別職の期末手当については、給料や報酬と同様に特別職報酬等審議会に諮るべきであり、物価高騰により市民の生活が一層苦しくなる中、第三者的な目を入れずに決めることは適当ではないと考える。

以上の理由から、本議案に反対する。

議案第72号 賛成討論

本議案は、市民参加条例に基づき市民が委員となっている、日高市特別職報酬等審議会（報酬審）の令和4年9月26日の答申を踏まえ、教育長の給料月額・期末手当を引き上げ、新たに通勤手当を支給するという内容の改正である。

報酬審は報酬や給料に限定して審議会に諮るものと条例で定められており、地方自治法の趣旨に則った法令主義の観点で開催・審議している。給料月額を引き上げるに当たっては、県内類似団体との比較や最近の経済情勢・日高市の財政状況を鑑み、議論の末に答申された金額となっている。

市の財政状況に関する指標は、令和3年度の財政力指数が0.855、経常収支比率は88.9%、財政健全化法に基づく実質公債費比率が34%で非常に低く、将来負担比率にあっては比率無しとなっており、将来世代への負担にも十分な配慮がされている。また、財

（議案第74号）

日高市手数料条例の一部を改正する条例

法律施行規則の一部が改正・施行されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料を改正したいというものです。（全員賛成で原案可決）

（議案第75号）

公の施設の指定管理者の指定について

「日高市総合福祉センターのうち、地域包括支援センター及び子育て総合支援センターの業務を除く部分の管理」について、社会福祉法人日高市社会福祉協議会を指定管理者として指定したいというものです。（全員賛成で原案可決）

（議案第76号）

町（まち）の区域を新たに画すること及び字の区域を変更することについて

川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業の換地処分に合わせて、同事業施行区域内の町界及び町名等の整理を行いたいというものです。（全員賛成で原案可決）

（全員賛成で原案可決）

（議案第73号）
日高市職員の給与に関する条例及び日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
令和4年人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、市職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を変更し、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を変更するとともに、災害対応に従事した管理職員に管理職員特別勤務手当を支給したいというものです。